

第4回 インターネット上の人権侵害等 の防止に関する有識者会議

令和7年6月19日
兵庫県県民生活部総務課人権推進室

目次

- 1 条例の概要 P3
- 2 第1回～第3回有識者会議の主な意見 P4

基本的考え方

- SNSをはじめとするインターネットにおける誹謗中傷、プライバシー侵害、不当な差別等による人権侵害が深刻な社会問題となっている
- そうした中、国も法律を改正し、**情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法）を制定**（R7.4.1施行）
→大規模プラットフォーム事業者に対し、削除申出に対する対応の迅速化、削除基準の策定・公表等の措置が義務付け
- 県としても、**取り組むべき施策や関係者の責務を明確化**するため、新たに**条例を制定**
＜県として取り組むべき施策＞
 - ① **啓発等の実施** →誹謗中傷等を行わないことを県民の責務として明記
 - ② **相談体制の整備** →情プラ法に基づく権利救済が図れるよう、被害者の方に寄り添った支援を実施
 - ③ **不当な差別への対応** →主に集団に向けられる不当な差別は、情プラ法に基づく個人からの削除申出がなされずに放置され、差別を助長・誘発するおそれが強いことから、県が削除要請・発信者への行政指導を実施

条例の構成

○前文

社会全体でインターネット上の人権侵害防止の取組及び被害者支援を推進

○責務（第2条～第5条）

- 県：人権侵害行為防止施策・被害者支援施策の実施
- 県民：誹謗中傷等を行わない等
- 事業者：人権侵害行為防止・被害者支援の必要性の理解等
- 市町：地域の実情に応じた施策の実施等

○啓発等（第6条）

人権尊重の理念に対する理解を深め、リテラシー向上に取り組む等、人権侵害の防止に向けた啓発、教育その他の施策を実施

○相談等の支援（第7条）

人権侵害情報の送信を防止する措置を求めるための方法等の助言、専門窓口の紹介等

○不当な差別への対応（第8条～第12条）

不当な差別情報のモニタリング、削除要請、発信者への行政指導
表現の自由に配慮し、予め基準を策定・公表するとともに、実施状況を毎年度公表

○財政上の措置等（第13条）

施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる

内容	委員の主な意見	県の考え方
啓発	<p>条例を作ること自体が啓発。前文で人権を守るという姿勢を明示すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名誉毀損や悪質なデマは犯罪であり、厳罰の対象になるという啓発が重要 ・実際に処罰された例、処罰された加害者のその後の大変さ等を示す方法も良いと思う ・匿名であれば何を言ってもいいと勘違いしている人が多い ・ヘイトスピーチ等の啓発ポスターについて、役所等だけではなく、通勤通学ルートなど多くの目に触れやすいところで知らせることが効果的 ・関係機関との連携で、「警察」など具体的な機関名を出すと抑止に効果的 	<p>前文を規定し、SNSによる誹謗中傷等インターネット上の人権侵害を許さない社会の実現に向けて、県民とともに取り組んでいくことを示すとともに、第3条（県民の責務）において、誹謗中傷・プライバシー侵害・不当な差別等を行わないよう明記する。</p> <p>今年度実施しているSNS誹謗中傷等防止対策強化事業において、可能な限り委員の意見を取り入れた。今後も施策で検討する。</p>
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の心のケア、命のSOSへの対応が大事 ・兵庫県こころのケアセンターと連携すると良い <p>メール・LINE・電話等の窓口があるとよい。QRコードから相談フォームに案内する方法もある。どうやって相談させるかも重要。</p>	<p>相談、情報の提供等による支援に関する条例第7条に、「被害者の心理的負担の軽減」等、心のケアに関する文言を入れるとともに、実際の相談体制においても関係機関との連携を強化する。</p> <p>メール・電話相談は行っているが、今後も更なる相談しやすい体制づくりに向けて検討していく。</p>

内容	委員の主な意見	県の考え方
削除要請	<ul style="list-style-type: none"> ・個人への誹謗中傷は、発信者情報開示から不法行為責任追及等の法的手段があるので、民民で解決を図るのが原則 ・司法が行う権利侵害の判断を、行政が行うのは困難 	<p>誹謗中傷等について県として違法性を認定することが難しいことから、県による削除要請といった、表現の自由を制約しかねない対応は行わないことを原則とする。</p>
	<p>部落差別やヘイトスピーチ等「不当な差別」に関するものは行政が率先して対応すべき</p>	<p>集団に向けられた不当な差別などは、個人からの申出がなされず、放置されやすいことが考えられるため、行政が削除要請等を実施し、差別の助長・誘発の防止を図る。</p>
	<p>インターネット上の個人に対する名誉毀損やプライバシー侵害が社会問題となっている今の情勢で、その防止を前面に出しながら、削除要請等の対象を不当な差別に限るのは、県民の関心と施策にズレがある</p>	<p>インターネット上の人権侵害情報への対応については、被害者自身が削除要請や司法手続等を通じて被害の回復を図ることが可能であること、行政として権利侵害を判断することが困難であることから、不当な差別を除き、県が行う削除要請の対象とはしないこととする。誹謗中傷等の対策としては、情プラ法の枠組みにより被害者自身が権利救済を図れるよう被害者に寄り添った相談支援等を行うとともに、啓発、教育により名誉毀損やプライバシー侵害の防止を図る。</p>
	<p>「明白かつ現在の危険」などの要件を入れて、「不当な差別」に限らず「個人の権利侵害」を削除要請等の対象に加えてもよいのではないか。ただし、行政の恣意的運用だと批判される恐れがあるなど客観性を担保する問題がある</p>	

内容	委員の主な意見	県の考え方
削除要請	<p>「兵庫県の〇〇」という集団に対する誹謗中傷等であっても脅威を感じる人はいると思う。地域単位など一律の集団規模等で削除要請等の対象を決めるべきではない</p> <p>行政が削除要請するなら、件数の公表など、透明性の確保が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者機関の諮問には数年かかることもあるので、迅速性が損なわれる ・削除要請は迅速に対応しないとイケない 	<p>基準に照らして判断した結果、削除要請の対象にならない場合であっても、差別を助長・誘発するおそれのあるものについては、プロバイダに対して情報提供等を行い、規約に基づく削除等の措置を促す。</p> <p>毎年度1回、ホームページ等で削除要請、行政指導の実施状況等を公表する（条例第12条）。</p> <p>迅速性を重視し、予め策定した基準に従い削除要請を実施する。</p>
行政指導	<p>「明らかな差別や犯罪」以外の情報について行政指導することは、裁判も経ずに是非を判断する形となり、恣意的な運用がなされるリスクがある。</p>	<p>指導又は助言を行おうとするときは、あらかじめ、人権侵害を行った者の意見を聴くこととするなど、慎重な対応を行う。</p> <p>また、恣意的な運用を防止するため、毎年度実施状況を公表する（条例第12条）。</p>
偽情報	<p>災害時には外国人等をねらった悪質なデマが非常に多く、どのように対処するかは課題だが、偽情報全般への対応と今回の条例は切り分けて考えるべき</p>	<p>悪質なデマの発信・拡散をやめるよう啓発、教育することは重要であるため、条例の前文等に記載し、施策として取り組む。</p>